



現場説明書の一部改正について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成16年 3 月31日

管第2395号
平成16年3月31日

部 内 各 課 長
各総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県土整備部長
(公印省略)

現場説明書の一部改正について（通知）

平成15年 5 月27日付管第448号にて通知したこのことについて、別添のとおり一部改正したので、貴局（所）内職員へ周知し、事務を適正に処理して下さい。

記

- 改定概要
- 1 県内業者の活用について、下請工事に加え、交通誘導等の業務委託も対象とした。
 - 2 県内に営業所、支店等を有する販売業者も、県外産資材の優先購入先とした。
 - 3 暴力団からの不当介入の報告義務を明記した。
 - 4 その他所要の規定の整備を行った。

現場説明書

一般的事項 1

平成16年4月1日改正

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、500万円以上の下請契約を締結した場合は、建設工事下請報告書を契約後20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (4) 建設業法に基づく適正な施工体制を確保するため、総額000万円以上の下請契約を締結して施工する特定建設業者は、施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）を整備し、的確に建設工事の施工体制を把握すること。
- (5) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者と契約すること。ただし、適切に施工できる県内業者がない特殊な工事等を請け負わせ、又は委託する場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有す販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) この工事の受注者が、近接する区域において工期が重複または継続する工事を受注している場合は、諸経費を調整したもので変更契約する。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものである。
- (6) 施工図等の印紙税の取扱いについては、工事着手前に施工図等の受領に関して発注者と請負者との間で「覚書」を締結し、発注者は請負者から提出された施工図等を受領する際には承認印を押さず、施工図等を受け取った旨の受領印を押印して請負者に返却するものとする。
- (7) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。

現場説明書		特記事項 1
		平成16年 4月 1日改正
工 程	①（他工事等との調整） _____については、 _____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____については、 _____まで _____（すること、しないこと）。 ③（施工時間） _____の施工時間は、 _____： _____～ _____： _____とする。 ④（施工時期選択制度） この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____年 _____月 _____日までとし、実工事期間は _____日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。	
用地 関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____には _____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____頃 _____の予定である。	
支 障 物 件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 _____ [未調査・調査済み]である。 ②（支障物件） _____の施工に当って、 _____が支障となっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 _____に置くこと。	
公 害 対 策		
安 全 対 策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理員として延べ _____名を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。	
工 事 用 道 路		
仮 設 備		
排 水 ・ 濁 水 処 理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。	

現場説明書		特記事項 2
建設 副 産 物	①（他工事等流用）	建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	②（建設技術センター）	建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1 当り_____円をセンターに支払うこと。
	《自由処分欄の削除》	
	③（分別解体等）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1 当り_____円 アスファルト塊 1 当り_____円 建設発生木材 1 当り_____円
	④（再資源化施設へ搬出）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	（施設の名称・受入れ費用）	コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 その他（ ） _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円
	（受入れ時間帯）	8 時～17 時（平日）
	（受入れ条件）	ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____cm以下、長さ _____m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
	⑤（他工事等流用）	〔Co 塊・_____〕は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	⑥（最終処理等）	_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、その費用として1 t 当り _____円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。
⑦（産業廃棄物の処理に係る税）	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。	
その他	①（その他） 本工事は、_____工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事に適用）	

※明示する項目を_____部分に記入または追記し、不要部分は―で削除して使用すること。